

地域薬学ケア専門薬剤師（暫定認定）Q&A（ver.4）

<過渡的措置（暫定認定）の制度に関して>

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師」の過渡的措置（暫定認定）の認定要件について知りたい。

A1：地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程第4条および規程細則第1条と19条のとおりです。

Q2：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の過渡的措置（暫定認定）の認定要件について知りたい。

A2：規程第7条および規程細則第12条と19条のとおりです。

Q3：過渡的措置はいつまで実施されるのか？

A3：2027年度の申請分までです。

Q4：「地域薬学ケア専門薬剤師」または「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の暫定認定期間の終了までに正規認定の要件を満たせなければどうなるのか？

A4：正規認定に移行することは出来ませんが、要件を満たすことができれば、翌年以降に改めて新規申請を行うことは可能です。また、2027年度申請までは再度暫定認定の申請を行うことも可能です。暫定認定再取得の場合、暫定認定期間中であっても正規認定の要件を満たした段階で正規認定への移行申請が可能です。（連携研修の期間は予め最短1年から選択いただきます。）

Q5：暫定認定期間中に、「地域薬学ケア専門薬剤師」から「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」に資格を変更することは可能か？

A5：連携研修の内容が異なるため、暫定認定期間中は「地域薬学ケア専門薬剤師」から「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」への資格変更は認められません。

資格変更を希望する場合は、以下いずれかの方法で変更いただくことになります。

A. 暫定認定期間中は研修を満了し、正規認定取得後、資格移行のための追加要件を満たして「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」を取得する。

B. 改めて最初から「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」暫定認定の取得手続きを行う。

Aの場合の詳細については、規程16条に記載のとおりです。

B の場合、基幹施設調整依頼（マッチング）を申請し、調整が成立した場合には改めて「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の暫定認定申請を行う必要があります。また、当初の研修を中止した時点または「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の暫定認定を取得した時点のいずれか早い方の時点をもって、「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定資格は喪失します。

<過渡的措置（暫定認定）の認定・審査に関して>

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師」として暫定認定された場合、その後（5年後）、正式に認定されるための要件としては、更新要件を満たせば良いのか、若しくは地域薬学ケア専門薬剤師の新規取得要件を満たすことで正式な地域薬学ケア専門薬剤師になるのかが知りたい。

A1：地域薬学ケア専門薬剤師や地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の正規認定要件を満たすことで正規認定に移行可能です。学術要件は暫定認定中の実績が望ましいですが、暫定認定の申請時に提出した実績を再度提出することも可能です。（ただし年限のない要件に限ります。）更新の要件を追加で求めるものではありません。細則第20条に詳細を定めていますのでご確認ください。

Q2：「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定を受けているが、5年目に「地域薬学ケア指導薬剤師」を取得することは可能か？

A2：「地域薬学ケア専門薬剤師」暫定認定を受けている者が、5年目の正規認定への移行申請時に地域薬学ケア専門薬剤師の正規申請要件を全て満たすことに加えて、「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定要件を満たせば申請が可能です。なお両資格間において申請時に提出される実績の重複は認められません。

Q3：暫定認定後の正規認定への移行申請時に必要な症例報告は、5年以内のものでなければ認められないのか

A3：連携研修中の5年間の症例であることが必要です。そのため、連携研修に中止期間等がある場合等においては申請から5年以上前の症例も認められます。また、「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」から正式な地域薬学ケア専門薬剤師になるとき（かつ申請時点で研修歴が5年未満の場合）に限って、連携研修開始前の症例を用いて申請することができます。ただし各症例数の1割までとします。（地域薬学ケア専門薬剤師：5症例、地域薬学ケア専門薬剤師（がん）：悪性腫瘍領域は2症例が上限）

なお、暫定認定の認定認定失効後に正規認定への申請を行う場合には、連携研修修了後の症例も認められますが、連携施設の症例に限ります。

Q4：過渡的措置で「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定を受けた薬剤師が在籍する施設は連携施設になれるか？

A4：地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定者が在籍する施設は連携施設の認定を受けることが可能です。

Q5：過渡的措置で「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定を受けた薬剤師は、暫定認定期間中は連携施設に在籍し、研修を受けなければならないが、その連携施設は、自らの在籍をもって連携施設になれるのか？それとも、自分以外の薬剤師が人的要件を満たさなければならないのか？

A5：過渡的措置で認定された「地域薬学ケア専門薬剤師」または「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の暫定認定者自らが人的要件となることが出来ます。また、複数の薬剤師がその人的要件を獲得しても構いません。

<過渡的措置（暫定認定）の研修に関して>

Q1：基幹施設との調整が不成立となった場合、地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定申請はできないのか

A1：研修施設が決定されている方を対象に地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定を行うため、研修先の基幹施設が決定しなかった場合は、暫定認定申請は認められません。

Q2：基幹施設とのマッチングが完了しているが、その後、もし地域薬学ケア専門薬剤師または地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）のいずれかの認定が認められなかった場合、調整された研修はどうなるか。

A2：地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定ならびに地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定がされるまで、基幹施設の調整結果は仮決定となっています。そのため、両認定が揃わなかった場合、調整結果は無効となります。

Q3：異動や退職などにより現在の勤務先（連携施設）に在籍しないこととなった場合、連携研修は継続できるか？

A3：連携研修は基幹施設と連携施設間での契約です。そのため、連携施設に在籍しないこととなった場合には、連携研修契約は解約となり、継続できません。

ただし、新たに在籍する施設が連携施設の認定を保有しており、かつ離籍前の施設と同一都道府県の場合には、連携研修を継続できる場合があります。また、連携施設からの離籍理由に考慮すべき特段の事情が認められた場合には、例外的に研修継続のための措置が講じられ

る場合もあります。

連携施設からの離籍予定が生じた場合には、早急に学会事務局までご連絡ください。

Q4：暫定認定期間中に研修を中断または中止した場合、どうなるのか？

A4：研修を中止している期間は、暫定認定の資格は「認定停止」の取り扱いとなります。また、現在の研修先との連携研修契約も原則は解約となりますので、必ず学会事務局にご連絡ください。

ただし、予め6か月以内に再開する予定が立っている場合には、原則として中止とはみなさず中断扱いとします。この場合、研修先と事前に相談の上、事情が認められた場合には、不足分の回数ならびに内容を研修期間内に履修することでご対応ください。（学会への連絡は必須ではありません。）研修中断期間は、年度内で6か月以内、かつ5年間で計1年以内を限度とします。

Q5：研修中止後に研修を再開するには、どうすればよいか？

Q5：新規の希望者と同様、年1回の基幹施設調整依頼（マッチング）を申請いただき、成立した場合は、翌年4月より、不足分の研修の再開が可能です。

Q6：中止を経て研修を再開した場合、研修修了前に暫定認定期間が終了するが、どうなるか。

A6：研修履修中に暫定認定が失効した後も、研修を継続することが可能です。（暫定認定者の標榜はできません。なお、研修継続のためには連携施設の認定は維持する必要がありますので、特に人的要件についてはご注意ください。）研修満了後、地域薬学ケア専門薬剤師の正規認定の申請が可能です。

なお、細則に定める理由による研修中止に限り、認定期間の延長措置の対象となります。（いずれも要審査。）